

議案第 77 号

東郷町職員の再任用に関する条例の廃止について

東郷町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、定年引上げによる定年前再任用短時間勤務制の実施に伴い、現行の再任用制度を廃止する必要があるからである。

東郷町職員の再任用に関する条例を廃止する条例

東郷町職員の再任用に関する条例（平成13年東郷町条例第3号）は、廃止する

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案の概要

1 廃止理由

定年引上げによる定年前再任用短時間勤務制の実施に伴い、現行の再任用制度を廃止する必要があるからである。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。